



2024年2月15日

各 位

会 社 名 株式会社東邦システムサイエンス
代表者名 代表取締役社長 小坂 友康
(コード番号 4333 東証プライム市場)
問合せ先 取締役管理本部長 砂賀 昌代
(TEL. 03-3868-6060)

全従業員を対象とした譲渡制限付株式(RS)の付与について

株式会社東邦システムサイエンス（本社：東京都文京区、代表取締役社長：小坂友康、以下「当社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、従業員向けの株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

当社は「お客様と共に未来を創る」をスローガンに、事業活動を通じた社会的な価値提供によって「社会課題の解決」を図り、「持続可能な未来社会を創る」ことをビジョンとして掲げております。このビジョンの実現に向け、経営陣ならびに社員全員がその目的を共有し、高い視座をもって、事業活動を推進すべきと考えています。その“姿”を体現するための取り組みの一つが、本制度の導入です。

全社員が、株主の方々と同じ目線を持って日々の業務にあたり、当社の長期的経営基盤の盤石化を図るとともに、企業活動を通して、世の中に、社会に、どのように存在し続けていくべきか、まさに「会社の在りよう」を社内外に示していくための取り組みと考えています。

2. 本制度の概要

(1) 割当対象者に対する金銭債権の支給及び現物出資

本制度は、割当対象者(※)に対して、当社の取締役会決議に基づき譲渡制限付株式を割当てるために金銭債権を支給し、当該金銭債権の全部を現物出資財産として当社に給付させることで、当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

(※) 2024年度に新たに入社する新卒社員を含む全社員

(2) 割当対象者に発行又は処分される譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき割当対象者に対して発行又は処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式100株を予定しており、後日当社の取締役会で決定します。

(3) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度に基づき割当対象者に対して発行又は処分される普通株式の1株あたりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、割当対象者に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と割当対象者との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

- ① 割当対象者は、一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部又は一部を取得すること。
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

3. 本制度の実施時期

本制度の具体的な導入時期、発行又は処分株式数、割当対象者の範囲その他の本制度の具体的な内容については、2024年度中の当社取締役会において決定することを予定しております。

以上